

国保だより



国民健康保険限度額適用認定証の利用をおすすめします！

同じ人が同じ月内に通院、入院等により医療費が高額となる場合、限度額適用認定証を提示すると支払いの際に自己負担額を抑えることができます。

◎自己負担限度額（70歳未満の人の場合）

所得区分	3回目まで	4回目以降
(ア) 所得901万円超	252,600円+ (医療費-842,000円) × 1%	140,100円
(イ) 所得600万円超～901万円以下	167,400円+ (医療費-558,000円) × 1%	93,000円
(ウ) 所得210万円超～600万円以下	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1%	44,400円
(エ) 所得210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円
(オ) 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」のことです。所得の申告がない場合は、所得区分（ア）とみなされます。

※保険税に未納がある場合は限度額適用認定証の発行ができません。

※限度額適用認定証について、マイナンバーカードの健康保険証利用で、従来は事前に保険者に申請する必要がありましたが、オンライン資格確認が導入された医療機関では、原則として申請なしに限度額が適用されます。

◎自己負担限度額（70歳以上75歳未満の人の場合）

所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
★現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1% 【4回目以降140,100円】	
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1% 【4回目以降93,000円】	
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% 【4回目以降44,400円】	
★一般 (課税所得145万円未満等)	18,000円 〔年間上限 144,000円〕	57,600円 【4回目以降 44,400円】
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※現役並み所得者…保険証の負担割合が3割の人
 一般…現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の人
 低所得者Ⅱ…世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）
 低所得者Ⅰ…世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

※★印に該当する人は「保険証」により所得区分が確認できるため、限度額適用認定証の申請をする必要はありません。

※保険税に未納がある場合は、限度額適用認定証の発行ができません。

※世帯によって区分が異なりますので、詳しくはお尋ねください。

4月1日から国民健康保険税（普通徴収）は口座振替を原則としています

国民健康保険は、相互扶助の考えに基づき、加入者の皆さんの税等により運営されています。保険税は皆さんの医療費にあてられる貴重な財源となります。税を期限までに納めないときは、督促料や延滞金が発生することがあります。また、被保険者証の有効期限や給付に制限がかかる場合や、財産を差し押さえられることもあります。

新規で国民健康保険に加入される人は、加入手続きの際に口座がわかる通帳、キャッシュカード（カードの種類によってはできない場合があります）を持参してください。

現在、国民健康保険に加入中で、口座振替の利用登録をしていない人は取扱金融機関、または役場住民課にて口座振替の手続きをお願いします。

◎口座振替について

・申込みされた指定口座から納付期限日に引き落としされる方法です。

・解約・変更届が提出されない限り、継続されます。
 ・開始時期は申込み後、2カ月後からになります。

◎申込方法 「町税等口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、取扱金融機関、または役場住民課に提出してください。

※ゆうちょ銀行は手続きが異なりますので、お尋ねください。役場ではキャッシュカードによる口座振替の登録も可能です（カードの種類によってはできない場合もあります）。

◎取扱金融機関 大垣共立銀行、十六銀行、大垣西濃信用金庫、岐阜信用金庫、岐阜商工信用組合、いび川農業協同組合、ゆうちょ銀行

※口座振替依頼書は、各金融機関と役場住民課にも備付けてあります。

申請・問合せ先 住民課 ☎ 35-5368